

西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校と佐賀学園高等学校との
交流・連携協議会要項

(趣旨)

第1 この要項は、西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校（以下「西九州大学グループ」という。）と佐賀学園高等学校との交流・連携に関する協定書（平成29年4月25日締結）第5の規定に基づき、西九州大学グループと佐賀学園高等学校との交流・連携協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校委員

- ア 西九州大学・短期大学部教務部長
- イ 西九州大学・短期大学部教務部副部長
- ウ 西九州大学佐賀調理製菓専門学校校長
- エ 西九州大学・短期大学部学生支援部長
- オ 西九州大学・短期大学部学生支援部副部長
- カ 西九州大学・短期大学部入試広報部長
- キ 西九州大学・短期大学部入試広報部副部長
- ク 西九州大学・短期大学部教務委員会が推薦する者 若干人
- ケ 西九州大学・短期大学部事務局長
- コ 西九州大学佐賀調理製菓専門学校事務長

(2) 佐賀学園高等学校委員

- ア 佐賀学園高等学校校長
- イ 佐賀学園高等学校教頭
- ウ 佐賀学園高等学校事務局長
- エ 佐賀学園高等学校教務部長
- オ 佐賀学園高等学校進路指導部長

(会議)

第3 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、第2第1号アの委員をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第4 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第5 協議会の事務は、西九州大学教務部教務課が行う。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則（平成29年4月25日）

この要項は、平成29年4月25日から施行する。

西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校と佐賀学園高等学校との
交流・連携に関する協定書

西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校（以下「西九州大学グループ」という。）と佐賀学園高等学校（以下「高校」という。）は、相互の教育にかかわる連携を通して、西九州大学グループに対する理解を深め、高校生の進路に対する意識を高め、かつ相互間の教育のより一層の充実を図るために、次の通り協定を締結する。

1. 西九州大学グループと高校は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
 - (1) 西九州大学グループによるキャリア教育等の実施
 - (2) 西九州大学グループ学生及び生徒と高校生による協働学習体験の実施
 - (3) 西九州大学グループ学生及び生徒と高校生による課外活動における交流活動の促進
 - (4) 西九州大学グループ教員による高校への出張講義
 - (5) 西九州大学グループ教職員と高校教職員との教育等についての交流及び資質向上のための教職員研修（施設利用を含む）の実施
 - (6) その他、協定校が協議し同意した事項
3. 教育交流・連携活動の具体的な内容と運営については、協定校の協議によって決定する。
4. この協定は、協定書締結日からその効力を発するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに西九州大学グループ又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、交流・連携を実施する西九州大学グループと高校の代表者によって構成する西九州大学、西九州大学短期大学及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校と佐賀学園高等学校との連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その事務局を西九州大学グループに置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定の締結の証として、協定書4通を作成し、各大学長・専門学校長及び高等学校校長が署名の上、各自1通を保有する。

平成29年4月25日

西九州大学
学長 福元 裕二
(署名)

福元裕二

佐賀学園高等学校
校長 梶原 彰夫
(署名)

梶原彰夫

西九州大学短期大学部
学長 福元 裕二
(署名)

福元裕二

西九州大学佐賀調理製菓専門学校
校長 江口 武文
(署名)

江口武文